

## 旭川市議会議録 第6号

○令和7年12月17日（水曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
閉会 午前10時36分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 範明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（34名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	27番 高見 一典
3番 笠井 まなみ	28番 金谷 美奈子
4番 あべ なお	29番 高花 えいこ
5番 中村 みなこ	30番 中村 のりゆき
6番 江川 あや	31番 安田 佳正
7番 上野 和幸	32番 松田 卓也
8番 植木 だいすけ	33番 福居 秀雄
9番 小林 ゆうき	34番 杉山 允孝
10番 駒木 おさみ	
11番 皆川 ゆきたけ	
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

## ○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	舛井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行財政改革推進部長	浅利 豪
女性活躍推進部長	片岡 晃恵
総務部長	土岐 尚義
総務部総務監	松本 賢
福祉保険部長	川邊 仁
子育て支援部長	向井 泰子
環境部長	太田 誠二
農政部長	林 良和
土木部長	富岡 賢司
消防長	河端 勝彦
教育長	和田 英邦
水道事業管理者	佐藤 幸輝
上下水道部長	幾原 春実
監査委員	大鷹 明

## ○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課長補佐	浅海 雅俊
議事調査課主査	信濃 孝美

## ○会議録署名議員

10番	駒木 おさみ
20番	中野 ひろゆき

## ○議事日程

日程第 3 議案第 2 号  
日程第 3 議案第 3 号  
日程第 3 議案第 4 号  
日程第 3 議案第 5 号  
日程第 3 議案第 6 号  
日程第 3 議案第 7 号  
日程第 3 議案第 8 号  
日程第 3 議案第 9 号  
日程第 3 議案第 10 号  
日程第 3 議案第 11 号  
日程第 3 議案第 12 号  
日程第 3 議案第 13 号  
日程第 3 議案第 14 号  
日程第 3 議案第 15 号  
日程第 3 議案第 16 号  
日程第 3 議案第 17 号  
日程第 3 議案第 18 号  
日程第 3 議案第 19 号  
日程第 3 議案第 20 号  
日程第 3 議案第 21 号  
日程第 3 議案第 22 号  
日程第 3 議案第 23 号  
日程第 3 議案第 24 号  
日程第 3 議案第 25 号  
日程第 3 議案第 26 号  
日程第 3 議案第 27 号  
日程第 3 議案第 28 号  
日程第 3 議案第 29 号  
日程第 3 議案第 30 号  
日程第 3 議案第 31 号  
日程第 3 議案第 32 号  
日程第 3 議案第 33 号  
日程第 3 議案第 34 号  
日程第 3 議案第 35 号  
日程第 3 議案第 36 号  
日程第 3 議案第 37 号  
日程第 3 議案第 38 号

日程第3 議案第39号

日程第4 報告第1号

---

### ○追加議事日程

日程第7 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について

日程第8 意見書案第1号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書について

日程第9 意見書案第2号 衆議院議員の定数削減に関する意見書について

日程第10 意見書案第3号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置等を求める意見書について

日程第11 意見書案第4号 国の責任で熊対策を推進することを求める意見書について

---

### ○本日の会議に付した事件

1. 議案第12号 旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第2号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第3号 令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第4号 令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第5号 令和7年度旭川市育英事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第6号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第7号 令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第8号 令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第9号 令和7年度旭川市水道事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第10号 令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第11号 令和7年度旭川市病院事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第13号 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第14号 旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第15号 旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第16号 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第17号 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第18号 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第19号 旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第20号 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一

- 部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第21号 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について (原案可決)
1. 議案第22号 旭川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第23号 旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第24号 旭川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第25号 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第26号 旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第27号 旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第28号 公立大学法人旭川市立大学定款の変更について (原案可決)
1. 議案第29号 公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について (原案可決)
1. 議案第30号 公立大学法人旭川市立大学中期目標の変更について (原案可決)
1. 議案第31号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第32号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第33号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第34号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第35号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第36号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第37号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第38号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 議案第39号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について (原案可決)
1. 報告第1号 専決処分の報告について (報告済)
1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
- 陳情第13号 市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組について (総務)
- 陳情第16号 旭川市における指定金融機関について (総務)
- 陳情第21号 旭川市神居古潭及び旭川駅裏における防犯カメラ及び夜間照明の設置を求めるについて (総務)
- 陳情第22号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めるについて (総務)
- 陳情第23号 旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について (総務)
- 陳情第24号 旭川市男女共同参画事業における不公平是正と事業見直しについて (総務)
- 陳情第25号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めるについて (総務)
- 陳情第26号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めるについて

- いて (総務)  
陳情第27号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めるについて (総務)  
陳情第28号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めるについて (総務)  
陳情第40号 公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整備を求めるについて (総務)  
請願第2号 日の出倉沼地区の移動手段について (民生)  
陳情第17号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めるについて (民生)  
陳情第18号 旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直しと説明責任を求めるについて (民生)  
陳情第29号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めるについて (民生)  
陳情第30号 旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定について (民生)  
陳情第31号 旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条例整備について (民生)  
陳情第32号 路線バスにおける精神障害者運賃減額制度について (民生)  
陳情第39号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めるについて (民生)  
陳情第41号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めるについて (民生)  
陳情第42号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めるについて (民生)  
陳情第43号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めるについて (民生)  
陳情第33号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めるについて (経済建設)  
陳情第34号 旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について (経済建設)  
陳情第35号 旭川市アリーナ建設計画の見直しと市民生活優先の予算編成を求めるについて (経済建設)  
陳情第10号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めるについて (子育て文教)  
陳情第11号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めるについて

(子育て文教)

陳情第14号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求ることについて (子育て文教)

陳情第20号 出産前後の支援体制強化に関することについて (子育て文教)

陳情第36号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求ることについて (子育て文教)

陳情第37号 市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求ることについて (子育て文教)

陳情第38号 旭川市におけるAI予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築について (子育て文教)

陳情第15号 日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求ることについて (議会運営)

1. 意見書案第1号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書について (否決)

1. 意見書案第2号 衆議院議員の定数削減に関する意見書について (原案可決)

1. 意見書案第3号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置等を求める意見書について (原案可決)

1. 意見書案第4号 国の責任で熊対策を推進することを求める意見書について (原案可決)

---

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、10番駒木おさみ議員、20番中野ひろゆき議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります、さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げております請願・陳情議案付託表のとおり、陳情第40号は総務常任委員会に、陳情第41号ないし陳情第43号の以上3件は、いずれも民生常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第3、議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも補正予算等審査特別委員会にその審査を付託した案件であります、本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めるにいたします。

補正予算等審査特別委員会

委員長 29番 高花えいこ議員。

○高花えいこ議員（登壇） 本特別委員会に付託を受けておりました議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過でありますが、本特別委員会は、12月11日から15日までの間、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいりました次第であります。

審査経過における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第12号の旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、民主・市民連合の高橋紀博委員から反対である旨の、公明党の駒木委員から賛成である旨の討論があつた後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、

議案第2号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号の以上37件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

高橋紀博議員。

○高橋紀博議員（登壇） 議案第12号に対して、反対の立場で討論いたします。

以下、簡潔に理由を述べます。

今回の機構改革で、女性活躍推進部がなくなり、こども・女性・若者未来部に統合されることに關して、反対いたします。

そもそも、旭川市においては、市民部婦人青少年室に始まり、これは30年ほど前というふうに伺っておりますが、その後、女性と子どもは一緒ではないという考え方から、生活交流部青少年課と生活交流部女性政策課に分けられました。

そこから、さらに、男女共同参画を進める過程で生活交流部男女共同参画推進課となり、そして、市政100年・女性活躍推進担当を経て、令和5年、今津市長の思いの下、女性活躍推進部が設置されました。そのことにより、ジェンダー平等政策の本質である女性を一人の人間として認められるようになるということに多くの市民が期待を持ちました。

今回、これらの経緯に逆行し、子どもと同じ課に戻すことに関しては、ジェンダー平等政策の後退だと、市民から怒りとも思える失望の声が上げられています。

市からは、ためらわずに見直すとの答弁がありましたが、現段階で立ち止まるべきと考え、反対いたします。

以上です。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、駒木議員。

○駒木おさみ議員（登壇） 公明党を代表し、議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

議案第12号に提案されている機構改革案については、子どもから若者、そして、多様な立場の市民を切れ目なく支える体制を構築するための重要な一歩であり、その方向性については評価し、本議案に賛成するものであります。

特に、新たに設置されるこども・女性・若者未来部は、子育て支援、いじめ防止対策、若者支援、男女共同参画など、これまで個別に担われてきた施策を一体的に進めることにより、伴走型で実効性の高い支援につながる可能性を有していると考えます。

質疑を通じて、市長が掲げる、市民にとって使いやすく、職員にとって働きやすい、持続可能な行政運営という思いが、いわゆる今回の機構改革案に込められていることも確認できました。

部局間の壁を越え、縦と横の連携を強化する狙いは、現在の複雑化、多様化する課題に対応する上で不可欠であり、その第一歩として評価できるものと考えます。

一方で、新部局の名称であるこども・女性・若者未来部については、今後、検討の余地があると考えます。

女性活躍推進部が担ってきた理念は、男女共同参画の推進であり、性別を問わず、誰もが活躍できる社会の実現にあります。

しかし、市民目線では、女性という表現が対象を限定して受け取られる可能性も否定できません。今後の運用状況や市民の受け止めを踏まえ、より誤解のない開かれた名称の在り方について、積極的に検討していくべきと考えます。必要があれば、名称の見直しも含めて検討することをここで強く求めておきます。

今後の課題は残されておりますが、まずは、新体制を着実に動かし、現場の声を丁寧に拾い上げながら、改善を重ねていくことが重要であります。

今回提案されている機構改革案が実効性あるものとなり、旭川市が次世代に誇れる行政運営を進めていくことを期待し、議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成討論といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第12号の旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号の以上37件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第7、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第7付表のとおり、総務、民生、経済建設、子育て文教各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第8、意見書案第1号、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

あべ議員。

○あべなお議員（登壇） 意見書案第1号、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ	まさき	あ	べ	な	お	たけいし	よういち		
石	川	まさゆき	沼	崎	雅	之	えびな	安	信
高	橋	ひでとし	菅	原	範	明	佐	藤	さだお
松	田	卓	也	杉	山	允	孝		

賛成者は、旭川市議会議員

笠 井 ま な み

以上、12名であります。

日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書

刑法第92条には外国国章損壊罪が定められており、その構成要件は、外国に対して侮辱を加え

る目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損することとなっている。これは外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がないのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在する。国旗及び国歌に関する法律が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されることであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、国においては、日本国国章損壊の罪の早期制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

笠井議員。

○笠井まなみ議員（登壇） 参政党所属議員、笠井まなみです。

自民党・市民会議を代表して、意見書案第1号、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書について、賛成意見を述べます。

日本国憲法前文には、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」とあります。

国旗は、国際法上及び国際慣習上、国家の主権を象徴する存在であります。国旗が公然と侮辱され、あるいは損壊される行為を放置することは、自国の主権に対する自覚が欠如しているとの印象を国際社会に与えかねず、対等な主権国家としての威信を損なうおそれがあります。

自国を象徴する旗である国旗の尊厳を自ら守るための法を制定することは、まさに自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする我が国の責務であると信じます。

刑法第92条には、外国に対する侮辱を目的として、外国国旗等を損壊、汚損する行為を処罰する外国国章損壊罪が規定されており、外交関係への悪影響を防止する趣旨が明確に示されております。

一方で、自国の国旗である日章旗については、同様の侮辱的行為を直接規律する規定が存在せず、法の空白が生じているのが現状であります。

国旗損壊行為を法的に規律することは、国民の思想や意見を制約することを目的とするものではなく、日本国が自国の主権と名誉を重視していることを内外に明確に示すものであり、国際社会に

おいて、真に対等な関係を構築していくための基盤を強化するものであります。

事実、多くの民主主義国家においても、表現の自由を保障しつつ、国家の象徴に対する最低限の法的保護が設けられております。

また、器物損壊罪の適用で足りるとの指摘もありますが、器物損壊罪は、財産的価値の侵害を保護法益とするものであり、国家の象徴が持つ公共的・精神的価値を十分に評価するものではありません。

自国国旗を外国国旗と対等に尊重することは、他国と対等関係に立とうとする我が国の責務であり、その責務を果たすためにも、刑法そのほかの法令において、日本国国章損壊の罪を速やかに制定することを強く求めます。

よって、意見書案第1号に対する賛成討論といたします。 (降壇)

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第9、意見書案第2号、衆議院議員の定数削減に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 意見書案第2号、衆議院議員の定数削減に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略しますが、

中 村 みなこ まじま 隆 英 石 川 厚 子  
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

衆議院議員の定数削減に関する意見書

政府は、自民党と日本維新の会が「身を切る改革」として連立合意に盛り込んだ、衆議院議員の定数削減を進めようとしており、定数465議席のうちの1割削減を目標にしている。

国会議員の定数が多過ぎることを削減の理由にしているが、日本の国会議員定数は100万人当たり5.6人と、経済協力開発機構（OECD）加盟国38か国中で36番目、G7の中でも2番目に少ないのが現状である。

そもそも、民主政治の土台である選挙制度は一部の党派だけで判断するのではなく、少数会派を含めた全ての党派が議論に参加して決めるべきものであり、とりわけ、衆議院では各会派の代表者による衆議院選挙制度に関する協議会において、るべき選挙制度を議論している最中でもある。

報道機関からも「やみくもな定数削減は「身を切る」改革ではなく「民意を切る」ことになりかねない」、「国会は国権の最高機関であり、国会議員は主権者である国民の代表だ。それを安易に減らせば、有権者の声が国政に届きにくくなる」、「比例代表を減らせば、少数政党に不利で、こぼれる民意が出る」など問題視する指摘がされている。

よって、国会においては、衆議院議員の定数削減を強行することなく、民意を正確に反映する選挙制度構築に向け、本格的議論を開始するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第10、意見書案第3号、最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 意見書案第3号、最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、敬称は略します。

旭川市議会議員

中 村 み な こ 植 木 だ い す け 小 林 ゆ う き

まじま 隆英  
石川 厚子

塩尻 英明  
能登谷 繁

高木 ひろたか

以上、8名であります。

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置等を求める意見書

2013年から2015年まで生活保護基準が大幅に引き下げられたことに対して、北海道内の生活保護利用者153名が基準引下げ処分の取消しを求め提訴するなど、全国29地裁で同種の訴訟が行われた。そして、2025年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、引下げ処分を取り消した。

最高裁判決を受け、国には速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた全ての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講ずることが強く求められている。

また、生活保護基準は就学援助などの諸制度とも連動しており、基準引下げに伴い、これらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられる。影響の実態を把握し、必要な対応を図ることも重要である。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

よって、国においては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、次の事項について早急に実施するよう要望する。

- 1 全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等、速やかに被害回復の措置を講ずること。
- 2 生活保護基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
- 3 違法とされた生活保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄）　日程第11、意見書案第4号、国の責任で熊対策を推進することを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

能登谷議員。

○能登谷　繁議員（登壇）　意見書案第4号、国の責任で熊対策を推進することを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称を略しますが、

中　　村　　み　な　こ　　ま　じ　ま　　隆　　英　　石　　川　　厚　　子  
能　　登　　谷　　繁

以上、4名であります。

#### 国の責任で熊対策を推進することを求める意見書

今年度、北海道内ではヒグマに関する被害が頻発し、2名の死者が出るという非常に痛ましい事故も発生している。熊による被害は、全国的にも11月20日までに死者が13名と過去最多となっている。市街地や人家の周辺などでの出没が多発しており、地域行事の中止や子供の通学の送り迎えなど、市民生活全般に大きな影響を与えていている。

そのような中、9月に改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村において緊急銃猟が実施可能となった。緊急銃猟に当たっては、市町村がハンターに委託し銃猟を行うが、ハンターのけが等は、その責任を持つ市町村が保険などにより補償するとされているものの、補償が十分でない場合にはハンターが自ら加入する任意保険に頼らざるを得ないなど、責任の重さに比べ十分な措置が講じられていない。そのため、現制度ではハンターが安心して駆除に当たることが困難な状況であり、地域においてより円滑な実施が可能となるよう、制度の改善が求められている。また、熊対策に必要な資材の購入費やハンター報酬の引上げなどのために、市町村への財政支援を抜本的に強化することも必要である。

よって、政府においては、制度が円滑に利用されるとともに、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1　熊対策に当たるハンターを、地方公務員法に基づく職員としての採用や、非常勤の特別職とするなど、公務災害を適用できるよう公務員としての身分を与え、公務災害の適用を受けられるなどの待遇改善を図った市町村に対する交付金措置を講ずること。
- 2　指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟への対応を含め、市町村が必要とする対策を講ずることができるように、予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

---

閉会 午前10時36分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員